

健康保険被扶養者現況書

記号	番号	被保険者(社員本人)氏名	会社名	所属
被保険者等 記号・番号				支店 部・課

このたびの申請内容は事実と相違ありません。万一、虚偽の届出をしたことがわかった場合には、認定日に遡って扶養削除されることに同意し、その間の給付金に関しても全額を返還致します。

また、次のいずれかに該当した場合は、遅滞なく届出する事を約束します。

- 被扶養者と生計維持関係がなくなったとき。
- 被扶養者が就労し、被保険者となったとき。
- 被扶養者の年収(見込額を含む)が上限額【130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)】以上となったとき。
- 失業給付等の支給が開始されたとき。(認定基準内の場合は除く)

令和 年 月 日

大東建託健康保険組合理事長 殿

被保険者名 _____

被扶養者氏名	性別	生年月日	年齢	続柄
	男・女	昭和・平成・令和 年 月 日		

※当てはまる項目の口に✓チェックをいれ、内容をご記入ください。★は、必ずいずれかにチェックが必要です。

★同別居	<input type="checkbox"/> 同居 ※社命による単身赴任は同居とみなします。別居ではなく同居にチェックしてください。			
	<input type="checkbox"/> 別居	→	<input type="checkbox"/> 社員からの仕送り(仕送り額 万/月) ※別居の場合には、仕送りが必要です。 <input type="checkbox"/> 施設入所または、一時的な入院	
★扶養理由 (今後1年間の状況)	退職の場合	<input type="checkbox"/> 失業給付の(口受給終了(年 月)、口受給延長中、口受給をしない)で、今後の就業見込みが無いため <input type="checkbox"/> 失業給付の受給手続き中(退職~失業給付受給開始までの間)で、収入がないため <input type="checkbox"/> 失業給付の受給中だが、日額が3,612円(または5,000円)未満のため <input type="checkbox"/> 失業給付の受給資格が無く、今後の就業見込みも無いため		
	<input type="checkbox"/> 無職・無収入のため			
	<input type="checkbox"/> 年間の収入が上限額(上記記載)未満のため(社会保険料等控除金額も含む)			
	<input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記入) _____			
	<input type="checkbox"/> 過去4年間に就業履歴なし→ _____年 _____月から無職			
★職業	<input type="checkbox"/> 過去4年間に就業履歴あり→以下に就業履歴を記入してください。			
		就業形態	会社名	勤務時間
	現職	<input type="checkbox"/> 勤務 <input type="checkbox"/> 自営		1日 _____時間、月 _____日勤務
	前職	<input type="checkbox"/> 勤務 <input type="checkbox"/> 自営		1日 _____時間、月 _____日勤務
収入 (届出日以降1年間の 見込収入額を記入)	<input type="checkbox"/> 給与収入(年間 万円)			
	<input type="checkbox"/> 年金収入(老齢・遺族・障害、恩給、企業年金、農業者年金等)(年間 万円)			
	<input type="checkbox"/> 事業収入(自営、農林水産漁業、家賃・地代含む)(年間 万円)			
	<input type="checkbox"/> 傷病手当金・休業補償給付(労災保険)(年間 万円)→受給中は扶養にはいることはできません。			
※父母・祖父母・養父母の中で、片親のみを申請する場合には、その配偶者についてご回答ください。				
<input type="checkbox"/> 死亡	死亡日	年	月	日
<input type="checkbox"/> 離婚	離婚日	年	月	日
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度に加入 <input type="checkbox"/> 社員以外が扶養 <input type="checkbox"/> 収入過多により国民健康保険に加入			

<退職後の扶養認定について>

- 退職~失業給付受給開始まで(待期間、給付制限期間中) ... 扶養認定可
- 失業給付受給開始~受給終了まで ... 扶養認定不可

※上記①の期間に扶養認定された場合には、②の期間に入った5日以内に扶養削除の手続きを行ってください。

(但し、基本手当日額が3,612円(60歳以上または障害者は5,000円)未満の場合は除く)

<失業給付受給資格について>

前職で継続して一定期間以上雇用保険に加入していた場合、または、前々職の雇用保険加入期間を併せて(一部条件あり)

一定期間以上雇用保険に加入していた場合には、失業給付の受給資格があります。